

青森県環境影響評価審査会の意見

((仮称) 野牛ウィンドファーム事業環境影響評価方法書)

1 対象事業実施区域の東側には、「日本の重要湿地 500」に選定されている猿ヶ森砂丘と後背湿地があり、その湿地の近くにある沢筋が水質調査地点として設定されていないが、今後の現地調査により分水嶺の位置を確認の上、造成等の施工に伴う濁水が重要な湿地に流入するおそれがある場合には、水質調査地点に追加すること。

2 石釜沢上流には、崩壊土砂流出危険地区があり、またその下流には野牛地区の住宅及び急傾斜地崩壊危険区域があるため、土地の改変に慎重を要する地域であることから、石釜沢に流れ込む土砂(濁り)の状況を把握するために、「建設機械の稼働」に係る環境影響評価項目に水の濁りを追加すること。

また、評価の結果、重大な影響が予測される場合には、風力発電設備の規模や配置等の見直しを含めた環境保全措置を検討するとともに、必要に応じて工事中及び供用後における濁水のモニタリングを行うこと。

3 対象事業実施区域は、水源涵養保安林、土砂流出防備保安林、崩壊土砂流出危険地区が存在することから、風力発電設備の規模や配置等を検討することにより、土砂の崩壊または流出の可能性の高い箇所の改変を回避すること。

4 動物の調査について、対象事業実施区域内の北西側と南側に調査地点が設定されておらず、特に南側には風力発電設備の設置が多く予定されていることから、動物に対する影響を適切に予測及び評価できないおそれがあるため、北西側と南側にも調査地点を追加すること。

5 対象事業実施区域及びその周辺は、希少猛禽類であるイヌワシの一時生息地及びオオワシ、オジロワシ、クマタカ、チュウヒの生息地となっており、鳥類のセンシティブティマップにおける注意喚起レベル A3 に該当している。また、「日本の重要湿地 500」に選定されている湿地が存在し、タカ類及びガンカモ・ハクチョウ類などの渡り鳥も飛来している。

これらの鳥類に対する重大な影響を回避又は低減するため、専門家から生態特性を聴取した上で、適切な手法により、調査、予測及び評価を行うこと。その際、対象事業実施区域周辺の湿地に飛来する野鳥の動きについては、年間を通して調査すること。

その結果、これらの鳥類の生息環境や渡りに重大な影響があると評価される場合には、風力発電設備の規模や配置等の見直しを含めた環境保全措置を検討すること。

- 6 鳥類の調査項目に、春の渡り期と繁殖期の夜間及び早朝における自動録音調査を追加するとともに、調査地域を網羅するために録音装置は複数地点に設置すること。
- 7 渡り鳥のレーダー調査について、中央部付近のみでは調査地域を網羅できないことから、北部と南部での調査実施を検討すること。
また、渡り鳥の定点観察調査については、P5 地点と P11 地点の間に調査地点を追加すること。
- 8 対象事業実施区域及びその周辺には、特定植物群や重要な植物群落があることから、風力発電設備の設置に伴う改変のみならず、資材運搬道路の拡幅等も踏まえた植物踏査ルート範囲を設定することにより、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- 9 生態系に係る餌資源調査は、シャーマントラップで行うこととしているが、環境影響評価方法書に記載された専門家からのヒアリング結果を踏まえた手法となっていないことから、着目種の特性を把握した上で適切な手法を用いて調査、予測及び評価を行うこと。
また、ノスリの餌量調査を行う場合は、ハタネズミ、モグラ類を対象とし、巣穴やモグラ塚の数で相対評価を行うとともに、その近くでセンサーカメラを用いた調査も行うこと。
- 10 他事業者による既存及び計画中の風力発電事業との累積的な環境影響が懸念されるため、対象事業実施区域周辺における他事業の事後調査結果等環境影響評価に関するデータ、特に猛禽類や渡り鳥に関するデータの情報収集を行い、累積的な影響が想定される環境影響評価項目について、適切な手法により調査、予測及び評価を行い、風力発電設備の規模や配置等を検討すること。